

【重要事項説明書】

別紙 1

(令和8年6月1日現在)

利用料金表

[基本部分]

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)

※1か月の利用料金です

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス単位	5,446 単位	9,720 単位	16,140 単位	20,417 単位	24,692 単位
料金	58,272 円	104,004 円	172,698 円	218,461 円	264,204 円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ) [夜間訪問型] ※基本夜間訪問サービス費は1か月、それ以外は1回の料金です

内容	基本夜間訪問サービス費	定期巡回サービス費	随時訪問サービス費(Ⅰ)	随時訪問サービス費(Ⅱ)
サービス単位	989 単位	372 単位	567 単位	764 単位
料金	10,582 円	3,980 円	6,066 円	8,174 円

料金は、単位数に福岡市＝地域区分5級地のため10.7円を乗じます。

介護保険の適用がある場合は、利用料金の1割または、2割、3割が利用者負担金となります。(「介護保険負担割合証」による)

[加算]

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます(裏面にも続きます)。

加算	基本単位	料金	算定要件	算定回数等
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750 (※22)	8,025円 (※235円)	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定します。研修の実施、従業者の技術指導を目的とした会議の開催、定期健康診断、人員要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。	いずれか一つを1月につき(※1回につき)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640 (※18)	6,848円 (※192円)		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350 (※6)	3,745円 (※64円)		
要介護度による区分なし	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	(Ⅰ)(Ⅱ)共通 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、計画作成責任者や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている ② 地域の病院、診療所等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている(Ⅰ)のみ ③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している ④ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている ⑤ 以下の要件を事業所ごとの特性に応じて1つ以上実施している ・障害福祉サービス事業所等と協働し、地域において世代間の交流を行っている ・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している ・市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している ・地域住民および利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている	1月につき
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	8,560円	
初期加算	30	321円	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間に算定します。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も算定します。	1日につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,070円	計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときに算定します。	1月につき(初回の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に)

要介護度による区分なし	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,140円	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときに算定します。	1月につき (初回の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間)
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	90 (※3)	963円 (※32円)	(Ⅰ)(Ⅱ)共通 ①事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が二分の一以上であること ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、認知症の者の数が二十人未満である場合にあっては一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては一に当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること ③当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること (Ⅱ)のみ ①認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了者を一名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること ②当該事業所の介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること	1月につき (※1日につき)
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	120 (※4)	1,284円 (※42円)	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を状況提供した場合に、所定単位数を算定します。	
	口腔連携強化加算	50	535円		1月に1回を限度
所定単位数から算定	介護職員等処遇改善加算(Ⅰイ)	1月の利用料金の26.7% (基本料金+各種加算減算)	左記の単位数×地域区分(10.7)	福祉・介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。キャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境等要件をどこまで満たしているかで加算区分が変わります。ただし、算定できるのはいずれか1つのみです。	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)×加算率
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)	1月の利用料金の27.8% (基本料金+各種加算減算)			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱイ)	1月の利用料金の24.6% (基本料金+各種加算減算)			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱロ)	1月の利用料金の25.7% (基本料金+各種加算減算)			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1月の利用料金の20.4% (基本料金+各種加算減算)			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1月の利用料金の17.0% (基本料金+各種加算減算)			

※は定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅲ)の場合

◇ 留意点 ◇

①料金は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)または(Ⅲ)の単位数及び各加算(介護職員処遇改善加算を除く)と介護職員処遇改善加算の単位数を加えた合計単位数に10.7を乗じた金額(1円未満は切り捨て)となります。そのため、上記の表の金額を合計した金額と異なることがあります。

②介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用に対する利用料金は、全額自己負担となります。

③その他上記以外の事項につきましては、厚生労働省の介護報酬の告示に準ずるものとさせていただきます。

④介護保険法の改正にともなう利用料金等の変更につきましてはこのような別紙にて説明させていただきます。

⑤利用料金のお支払方法

利用料金は、サービス利用月の翌月の26日(金融機関が休日の場合は 翌営業日)に、ご指定の金融機関の口座から自動引落によりお支払いいただきます。